

住民基本台帳カード(住基カード)をご存知ですか?



平成23年3月まで無料で発行します

大山町の住民基本台帳に登録がある方で、希望されるすべての方に平成21年4月から平成23年3月までの間、無料で住基カードを発行します。種類は、「写真付き」と「写真なし」の2種類で、いずれか選択ができます。

特に、写真付き住基カードは、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。(運転免許証をお持ちでない方におすすめです)

また、インターネットを使って税金に関する申請・届出・申告などの行政手続きもできますが、別に公的個人認証の申請が必要となります。(交付手数料500円)

手続きは、役場住民生活課または、各支所総合窓口課で申請していただき、おおむね2週間程度で本人が印鑑と本人確認できるものを持って受け取りができます。有効期間は、10年間です。

◆問い合わせ先

役場本庁 住民生活課

☎ 0859-5210
大山支所総合窓口課
☎ 0859-3311
中山支所総合窓口課
☎ 0858-586114

国民年金の 障害基礎年金・遺族基礎年金

● 年金コーナー

障害基礎年金

● 病気や事故で障害が残ったときに

国民年金加入中

入していた方で60歳～65歳未満のとき)に初診日(初めて医師の診断を受けた日)のある傷病で、初診日から1年6カ月たつたときに請求できます。65歳になる前に国民年金を繰り上げ請求した方は、請求できません。

20歳になつたときに請求できます。

遺族基礎年金

● 一家の支え手(夫)を失つたときに

◆問い合わせ先

米子社会保険事務所

☎ 0859-346111
役場本庁 住民生活課
☎ 0859-5210
大山支所総合窓口課
☎ 0858-586114
中山支所総合窓口課

【平成21年度の年金額】

1級 990,100円
2級 792,100円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは、加算があります。

【平成21年度の年金額】

妻が受けるとき
1,020,000円(子一人分の加算額含む)

子が2人以上いるときは、別途加算があります。
生計を共にする18歳未満の子がいるときは、加算があります。

支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

* 初診日から1年6カ月後が20歳より前のときは、20歳になつたときに請求できます。

* 初診日から1年6カ月後に請求せず、その後に障害が重くなつた場合は、65歳になるまで請求できます。

* 保険料納付期間(保険料免除を含む)が加入期間の3分の2以上ある方は子に支給されます。